

# 移転価格税制による多国籍企業の戦略的不確実性への影響\*

—TNMM と新興諸国での課税を中心に—

## 市場 哲 也

### 1 背景と研究課題

国連OECDにおける「税源浸食と利益移転」(Base Erosion and Profit Shifting、以下 BEPS) 行為に対する規制は、2008年の金融危機後、米国から急成長した一部の巨大デジタル企業を対象として、2012年から取組が開始された。2015年の BEPS 最終報告書<sup>1)</sup> (以下、最終報告書) 発表後の多国間の活動 (以下、ポスト BEPS) は包摂的枠組 (Inclusive Framework) として組織されたことから、多くの新興諸国がこのポスト BEPS 活動へ参加し、多国籍企業に対する徴税意欲を高めている。その結果、国際的租税回避への関わりが希薄な多国籍企業の大半は、新興諸国の事業で課税問題を増加させている。

本稿はこれらを背景として、移転価格税制の基本的な制度理論と最終報告書の要点に基づき、取引単位営業利益法 (Transactional Net Margin Method、以下 TNMM) から生ずる問題に関して、無形資産等の取引を中心に分析する。ポスト BEPS における移転価格税制が、多国籍企業の経営成果へ及ぼす問題について、マネジメント・コントロール・システム (以下 MCS) 上の「戦略的不確実性」の見地から分析した先行研究を手掛かりとして、従来の振替価格研究と異なる理論研究

の有効性を示すところに、本稿の研究課題が見出せる。

### 2 移転価格算定方法としての TNMM

ここではまず、管理会計上の振替価格概念が、移転価格算定方法 (Transfer Price Method、以下 TPM) 上の「取引法」である基本三法と対応する関係にあり、一方現在の移転価格は「取引法」ではなく「利益法」に属する TNMM が基礎となっている、という環境を確認する。TNMM の実務的特徴である「ベンチマーク」、および理論的特徴である「独立企業原則」の2点について述べ、利益法に特有の問題がどこから生ずるかを述べる。

#### (1) 管理会計上の振替価格と TPM の関係

租税特別措置法<sup>2)</sup> が規定する TPM と、管理会計上の振替価格との関係を示すと、おおむね図表 1 となる。国外関連者間取引に対して、独立価格比準法 (Comparable Uncontrolled Price Method、以下 CUP) はその価格そのもの、再販売価格基準法 (Resale Minus Method、以下 RM) と原価基準法 (Cost Plus Method、以下 CP) は、いずれも取引の粗利 (売上総利益) を検証するため、これらは取引法、または基本三法と通称される。一方、本稿で論ずる TNMM は、個々の取引条件ではなく、期間利益を

\* 本稿は掲載にあたり、無記名の査読を担当いただいた2名の先生方から、大変貴重なご指導をいただきました。また関西学院大学経営戦略研究科の石原俊彦教授からは日ごろのご指導を通じて、また同研究室の皆様には本稿に懇切な批評をいただきました。この場を借りて篤く御礼申し上げます。

1) 「最終報告書」とは、15の BEPS 作業部会 (Action: 行動計画または行動) から発表された一連の報告書の集合体を指す。本稿ではこれらに加えて、規制活動全体の要約報告書 OECD (2015) *OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Explanatory Statement 2015 Final Reports* を加えて、「最終報告書」と呼称する。

2) 措法 66 条の 4 および同法施行令 39 条の 12。

図表1 振替価格とTPM基本三法との関係及びTNMM

管理会計	移転価格税制		
振替価格	移転価格算定方法 (TPM)	定義	検証の軸
市価法	独立価格比準法 (CUP)	検証対象取引と同種の取引が非関連者間で、同様の取引段階、取引数量で行われている場合の、その価格を求める	取引価格そのもの
再販売価格法	再販売価格基準法 (RM)	独立事業者が稼得すると認められる通常の利潤を、非関連者向け販売価格から控除して、価格を求める	再販売者の粗利率
原価法	原価基準法 (CP)	独立事業者が稼得すると認められる通常の利潤を、非関連者からの調達価格に加算して、価格を求める	供給者の粗利率
	利益法	取引単位営業利益法 (TNMM)	検証対象法人の営業利益水準

出所：宮本（1983）第7章を参考に筆者作成。

通じて国外関連者間取引の単位全体の合理性を検証する、利益法の一つ<sup>3)</sup>である。図表1のとおり、TNMMの概念に直接結びつく振替価格概念は存在しない。

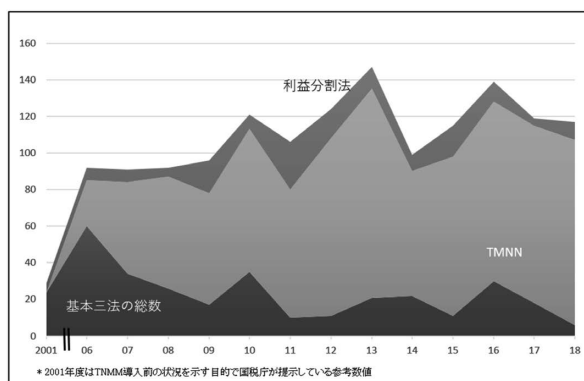
(2) TNMMの採用状況とベンチマーク

図表2は、権限ある外国当局との間でわが国が合意した相互協議件数を、国税庁がTPM別に集計<sup>4)</sup>したものである。TNMM制度化の実質初年度にあたる2006年度から、合意総数に占める案件数でTNMMが増加し、基本三法が減少しており、権限ある当局がTNMM以外のTPMで折衝を行うことは、例外的になってきている。CUPでは正しい

い価格、RPやCPでは正しい粗利に則した取引である限り、取引実施後の税務上の遡及修正は予定されていない。これと異なりTNMMでは、期間損益としての検証対象法人（以下(3)で述べるが、国外関連者取引にかかる機能・リスクが小さいと認められる法人で、多くの場合、海外子会社）の営業利益が移転価格上過少または過大とされれば、国外関連者間で利益（所得）金額を移動させることが求められる（以下、所得調整）。利益法に属するTPMは、この所得調整に固有の特徴を有する。

図表3-1および図表3-2は、海外現地国で輸入半製品を追加加工の上、海外子会社に販売させる

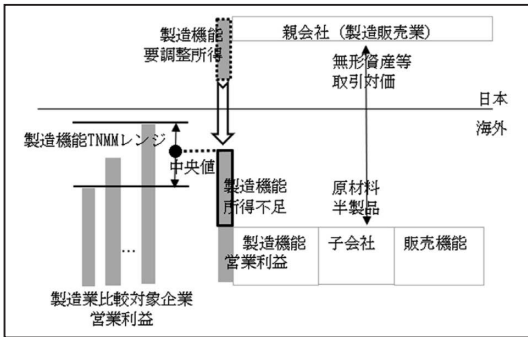
図表2 わが国の相互協議合意案件におけるTPMの推移



出所：国税庁ホームページ「各事務年度の相互協議等の状況」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/map/jyokyo.htm> より筆者作成、2020年5月15日最終閲覧。

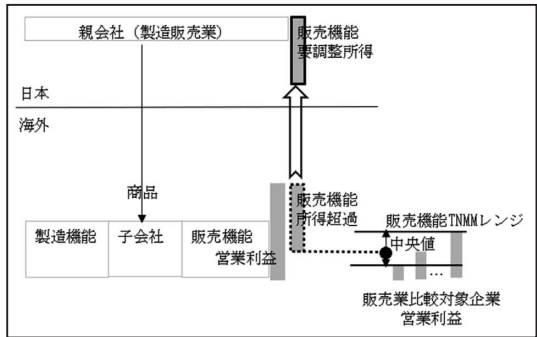
3) 利益法に属するTPMには、TNMMのほかに利益分割法が含まれる。  
 4) 相互協議とは国際的な二重課税を事後に調整するため、または未然に防止するための、企業の申請に基づく権限ある当局間の協議を指す。なお図表2の統計数値は、二国間事前確認を目的とする相互協議の件数を含んでいる。

図表 3-1 海外製造機能を検証対象とする TNMM ベンチマークの概要



出所：筆者作成。

図表 3-2 海外販売機能を検証対象とする TNMM ベンチマークの概要



出所：筆者作成。

製造販売（海外製造機能：図表 3-1）と、親会社取扱製品の海外子会社による商品流通（海外販売機能：図表 3-2）の、2つの機能に従事しているケースで、海外子会社を検証対象とする TNMM の適用を示している。海外子会社では、製造・販売のそれぞれで、機能・リスクの見地から比較可能とされる企業（以下、比較対象企業）が選定され、それらの営業利益データから求めた独立企業間利益率の幅（以下 TNMM レンジ）と、海外子会社の営業利益水準の高低で、課税上の合理性を検証する。この作業をベンチマークという。図表 3-1 では海外子会社の製造営業利益水準が、移転価格上不足しており、追加で課税されるべき所得（以下、要調整所得）を、親会社から海外子会社に移す必要が生じている。一方、図表 3-2 ではその逆で、海外子会社の販売営業利益水準が高すぎたことから、海外販売活動に伴って親会社で課税すべきであった所得の一部が、海外子会社へ流出していると認められ、海外子会社から所得を親会社に戻すべき要調整所得が生じている。

ここで移転価格税制が求めるのは、国外関連者間の所得配分の修正だけで、すでに行ったどの取

引をいかなる条件に変更すべきかについて、移転価格税制は関知しない。この所得調整上の勘定科目選択の問題も、基本三法にない TNMM 固有の特徴を成し、後に述べるとおり、これは TNMM を通じた移転価格課税で、無形資産等の取引が中心となる制度的背景ともなっている<sup>5)</sup>。

### (3) 独立企業原則と TNMM

独立企業原則 (Arms' Length Principle) は TNMM に限らず、移転価格税制の基礎となる考え方の一つである。管理会計上、国境をまたぐ連結経営の事業において、利益の確保よりも原価・費用の管理や収益の拡大に、管理上の責任を負う事業単位の会計が存在しうる。他方移転価格税制は、独立企業原則を背景として、これらの会計に基づいた課税所得計算の修正を要求する<sup>6)</sup>。例えば管理会計上コストセンターとされた事業単位について、独立企業原則では、「独立企業であれば、適正な対価が補償されない限り、このような（筆者注：経常的に損失となる）業務を引受けないであろう」<sup>7)</sup>として、独立事業であれば収受するはずの対価の額を、課税上益金に算入させる。収益セン

5) 山本は、「(米国の) 移転価格税制は、伝統的に棚卸資産のような有形資産を対象としてきたが、近年の米国では、ロイヤルティなど無形資産への課税も同時に強化されている。独立企業利益比準法（筆者注：CPM、本稿での比較利益法）にしても、測定困難な無形資産の移転価格に対処するために考え出されたものである」としている。山本昌弘（2008）『国際会計論—国際財務会計と国際管理会計—』文真堂、206 ページ。CPM と TNMM の類似性について注 8）を参照されたい。

6) M. クール (Cools) と R. スラグミュルダー (Slagmulder) は、責任会計の理論が様々な種類の責任センターを想定しているのに対して、移転価格のもとではすべての機能がプロフィット・センターとして取り扱われる、という問題意識を提起している。M. Cools and R. Slagmulder (2009) "Tax-Compliant Transfer Pricing and Responsibility Accounting", *Journal of Management Accounting Research*, vol. 21, p.155.

7) OECD 移転価格ガイドライン、1.130。

ターについても同様の考え方で、適宜課税所得金額を修正する。

この独立企業原則を基礎として、一部の国で多国籍企業の赤字事業に対する、TNMMの課税執行が行われてきた。TNMMにおける独立企業原則は、機能・リスクが比較的少ない検証対象法人の移転価格分析だけで、所得調整の要否を判定することとなる（以下、片側検証）。例えば米国では、TNMMに相当する比較利益法<sup>8)</sup>（CPM, Comparable Profit Method）のベンチマークにおいて、営業赤字の法人は事業継続性に問題があることを推定させる、として、機械的に比較対象企業から外してきた経緯があり、中国でも同様の課税執行が見られる<sup>9)</sup>。今日、国際競争の高まりとビジネスモデルの変化の加速によって、多国籍企業が連結営業赤字を抱えることも稀ではないが、TNMMの片側検証により、連結損失の状況を考慮することなく、検証対象法人の事業損失を課税上否定して架空の利益を計上させて課税する「インカム・クリエーション」の事例が散見され、多くの研究者と実務家が批判するところである<sup>10)</sup>。

以上、ここでは移転価格の中心の実務であるTNMMが所得調整を生ずる場合があること、そして所得調整で実際に修正すべき取引を、移転価格税制が明示的に示すことはない、という特徴とともに、TNMMの片側検証による国際課税上の問題についても言及した。これらは取引法のTPMからは生じない、利益法としてのTNMMに固有の特徴でもある。本稿は、TNMMが多国籍企業に

もたらす課題の追及に重点を置くため、取引法に対応する従来の振替価格研究<sup>11)</sup>と異なるフレームワークについては後に論じ、次節では、日本企業の課題が、新興国事業の無形資産等の取引に集中していることを明らかにする。一般に先進諸国間と比べて、新興国事業の二重課税は、租税条約に基づく相互協議の実質的な機能が不十分<sup>12)</sup>であることから、経済的解決が難しいことが多い。わが国企業の環境要因としての、新興国課税の状況を確認する。

### 3 ポスト BEPS の無形資産課税の国際的方向性と日本企業の新興国課税問題

ここではまず OECD 移転価格ガイドライン（以下、移転価格ガイドライン）に従って、ポスト BEPS における無形資産等の取引に対する課税を重視する方向性を確認する。続けて、国際課税関連の各種の統計資料を通じて、日本企業のアジア新興諸国での課税問題の態様を概観する。

#### (1) ポスト BEPS の無形資産等取引課税の特徴

本稿では、多国籍企業が、役務と無形資産を相互に関連させながら実施するグループ内取引を、「無形資産等取引」と呼ぶこととする。これと TNMM の問題との関連では、移転価格ガイドラインの特徴として次の点が挙げられる。

・無形資産を具体的に特定するための移転価格分析において、DEMPE（開発 Development、改良 Enhancement、維持 Maintenance、保護 Protection、使用 Exploitation の頭文字）と総称する、多国籍

8) M. クール (Cools) と C. エマヌエル (Emmanuel) は、TNMM と米国の CPM の違いについて、移転価格税制の MCS に与える影響において、両者は基本的に類似していると述べている。M. Cools and C. Emmanuel (2006) "Transfer Pricing: The Implications of Fiscal Compliance", *Handbook of Management Accounting Research*, Vol.2, pp.573-585.

9) 磯永純子 (2009) 「景気後退期における移転価格—米国の動向とわが国での対応法についての試案」『税大ジャーナル』、120 ページ。

10) 磯永、前掲稿、116 ページ。

11) ここで振替価格の研究が、その萌芽期において、無形資産等取引と棚卸資産取引を一括した考え方を視野に入れていたことに言及する。宮本 (1983) は「(海外) 子会社への国際振替価格を高く設定することによって (中略)、(海外) 子会社が負担すべきロイヤルティおよびマネジメント料を (海外) 子会社に課したと同様の効果をもたらすことができる」としており、これは棚卸資産取引と無形資産等の取引を一括する移転価格の示唆として、利益法に基づく移転価格の課題にも通じる。宮本莞爾 (1983) 『国際管理会計の基礎—振替価格の研究』中央経済社、124 頁。

12) G20 による最終報告書 (2015) は 15 の BEPS 行動計画のうち 4 つを、各国の優先的な国内立法措置を特別に促すミニマム・スタンダードに指定した。BEPS 行動計画 14 「相互協議の効果の実施」はそのなかの一つに含められた。対して、BEPS 規制活動の進行中に新興諸国が国際課税の枠組みに対する主張を体系的に発表した DWG 報告書 (OECD (2014) *Two-Part Report to G20 Developing Working Group on the Impact of BEPS in Low Income Countries*, p.32) では、新興諸国にとっての行動計画の重要性を高・中・低に格付けしており、6 つの行動計画に重要性の高い格付けをする一方で、行動計画 14 の格付けは中、とされていることから、最終報告書で示された重要性が必ずしも新興諸国の税務行政において、相互協議の効果は容易に達成されないとみられる。

企業グループの価値創造に貢献する機能について分析することを、特に重要視していること<sup>13)</sup>。

- ・移転価格上「ユニークで価値ある」無形資産が投入されている、複数取引に対する一括検証を重要視していること<sup>14)</sup>。本社の高度な技術や事業ノウハウを通じて、海外子会社に提供される役務<sup>15)</sup>や、マーケティング戦略を背景とした商品の投入<sup>16)</sup>などの無形資産等取引では、国外関連者取引の総額を算定するTPMが必要である<sup>17)</sup>としている。
- ・無形資産等取引を検討する際、企業の会計処理を必ずしも斟酌すべきでなく<sup>18)</sup>、特に研究開発無形資産の価値を、開発費用の額に基づいて推定することを、否定していること<sup>19)</sup>。(契約や帳簿上)無形資産として取り扱われない項目についても、移転価格独自の見地から分析・検討・評価すべきである<sup>20)</sup>とされている。

これらの規定から、ポスト BEPS の無形資産等取引に対する課税は、グローバル事業における価値創造への貢献実態に則して行われ、ロイヤリティや役務提供報酬などの企業グループ内の契約・会計処理を、結果として斟酌しない課税を受ける場合も想定される。

## (2) 無形資産等取引を中心とする日本企業の新興国課税問題

G20 諸国、とりわけ先進諸国の税務当局が開

始した、BEPS 規制活動(2012～)が進展するにつれて、多数の新興諸国が BEPS 規制活動へ参加し<sup>21)</sup>、特にポスト BEPS 期に入った 2010 年代後半、新興諸国の多国籍企業に対する徴税意識が高まった。経済産業省が 2018 年に実施した調査結果によると、有効回答総数のうち、日本企業が課税事案を抱えている国のほとんどはアジア新興諸国で、欧米先進国での課税事案の回答はドイツ(2.7%)、米国(1.6%)に過ぎない(図表 4)。

また、課税事案の内訳(図表 5)を見ると、アジア新興諸国が日本企業に課税する事案は、純粋な移転価格取引(54.4%)にとどまらず、無形資産等取引(ロイヤリティ 15.9%および本社役務提供の恒久的施設(PE)課税<sup>22)</sup> 15.4%)が、全体の件数を押し上げている。3(1)で既述のとおり、移転価格ガイドラインは、これらがひとつの取引単位を構成すると認められる場合、TNMM によって一括で課税すべきことを示唆している。このように日本企業のポスト BEPS の課税リスク<sup>23)</sup>は、その大半がアジア新興諸国での、TNMM と無形資産等取引から生じていることがわかる。

さらに、国税庁の統計(図表 6)によると、非 OECD 加盟国との間での相互協議発生件数が、BEPS 規制活動の本格開始の 2013 年度以来、毎年 40 件を超え、特にポスト BEPS 期に入った 2016 年度以降、直近年度の増加は著しい。

以上の統計から、日本本社の無形資産を投入し

13) OECD 移転価格ガイドライン、6.12。

14) 前掲書、6.135。

15) 前掲書、6.132。

16) 前掲書、6.104。

17) 前掲書、6.101。

18) 前掲書、6.7。

19) 前掲書、6.142。

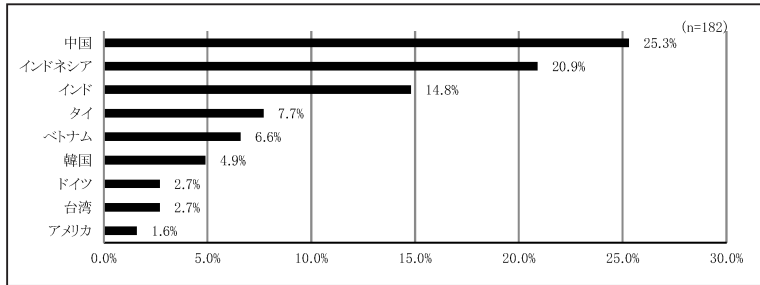
20) 前掲書、6.18。

21) 2012 年の発足当時 20 から始まった BEPS 規制活動の参加国数は、2016 年の包摂的枠組開始の京都合会合で 82 となり、2020 年 1 月では 130 の国・地域を数える。京都合会前後の参加国にはシンガポール、香港、タイ、ベトナムが含まれている。

22) 多国籍企業のグループ内で提供される役務のうち、技術役務報酬に対する源泉地国の課税権について、2017 年版国連モデル条約は従前(2011 年版)の規定を改め、恒久的施設の存在を必要としない課税が認められるよう、改訂がなされている。United Nations Model Double Taxation Convention between Developed and Developing Countries 2017, Article 12A, pp.23-24.

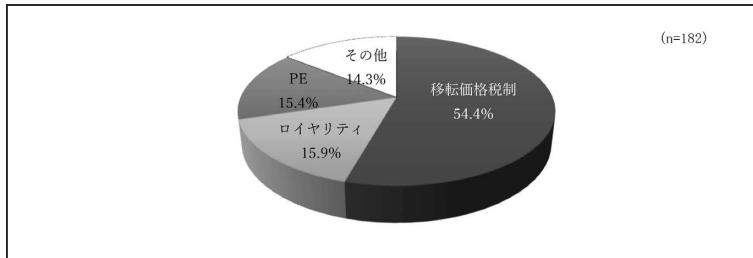
23) 濱田は、デジタルエコノミーにおける内部取引や顧客志向(customer-oriented)の事業に対して“value creation”が生じている課税管轄国の課税権主張に、理論的背景を与えるものとして、事業所得課税の PE 概念からの脱却を論ずる主張を取り上げた(濱田明子(2018)「BEPS プロジェクト後の独立企業原則と源泉地国の課税権」『明星大学経済学研究紀要』Vol. 49, No. 1・2, 45 ページ)。デジタル産業に属さない日本企業の本社が、アジア新興諸国事業に対して提供する役務への、PE 概念を逸脱した課税の動きは、このようなポスト BEPS の課税理論の展開に影響を受けているものとみられる。

図表4 わが国企業の海外事業に対する課税事案



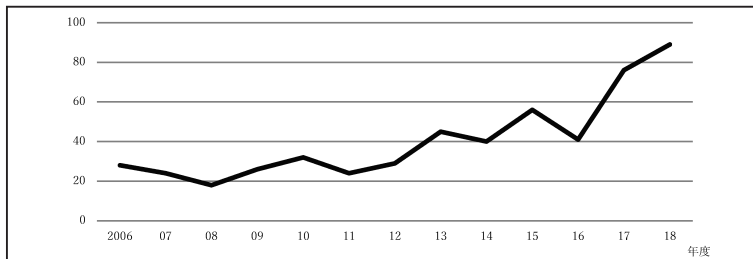
出所：経済産業省「平成30年度我が国内外の投資促進体制整備等調査（諸外国等における租税制度及び各国現地子会社等に対する課税問題に係る調査・研究事業）」調査報告書別添資料、3ページ。

図表5 わが国企業に対する海外課税事案の内訳



出所：経済産業省『平成30年度我が国内外の投資促進体制整備等調査（諸外国等における租税制度及び各国現地子会社等に対する課税問題に係る調査・研究事業）』調査報告書別添資料、4ページ。

図表6 わが国の非OECD加盟国との相互協議発生件数推移



出所：国税庁ホームページ「各事務年度の相互協議等の状況」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/map/jyokyo.htm> より筆者作成。2020年5月15日最終閲覧。

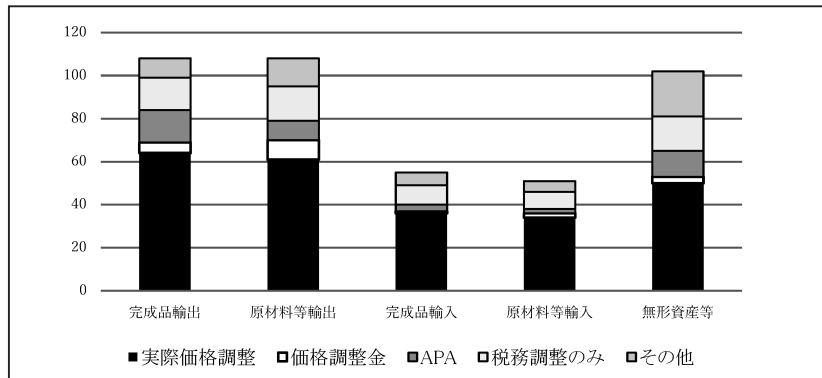
たグローバル経営に対して、わが国の国税当局が引き続き厳格に移転価格課税を行う一方、アジア新興諸国が BEPS 規制活動に参画しつつ、移転価格と無形資産等取引に対する自らの課税権を主張し始めた現状を読み取ることができる<sup>24)</sup>。

続いて、統計資料が明らかにした新興国課税の

状況を踏まえて、所得調整に関する梅田（2012）の実態調査を基にして、所得調整の実施にあたり検討が必要となる、国際課税上の典型的な問題を分析する。

24) 図表6は企業が相互協議を申し立てた案件に限った統計であり、それは全体の二重課税案件数の一部に過ぎない。

図表7 梅田（2012）による所得差額の調整方法に関する実態調査結果の要約



出所：梅田（2012）をもとに筆者作成。

#### 4 所得調整から生ずる影響とその課題領域

梅田（2012）<sup>25）</sup>は国際振替価格の管理システムを論ずる中で、多国籍企業が移転価格上、グループ内で「所得差額の調整」（本稿でいう所得調整）を実施する際に予定するプロセスを、質問票形式で問う実態調査を行った。有効回答のうち半数から60%台半ばが、「実際の振替価格を通じて段階的に調整する方針」との結果を得た（図表7）。しかし2（2）で述べたように、TNMMの所得調整では修正すべき取引種類が特定されず、勘定科目の選定にあたって多様な問題が生じる。

ここからは、「実際の取引価格の修正」を通じた所得調整から生ずる問題を論ずる。まず棚卸資産価格を通じた所得調整の課題領域は、法人税に留まらないことを示す。続いて所得調整は、多くの場合、実際には二重課税またはそのリスクを回避しながら実施することが、困難であることが多く、さらに二重課税調整のために設けられた諸制度が、必ずしも機能しないことを示し、多国籍企業をとりまく課税環境が、不安定さを抱える構造について要約する。

##### (1) 棚卸資産取引を通じた所得調整の問題

所得調整の請求金額を棚卸資産価格に転嫁することは、海外子会社の競争力に直接影響する。加

えて、移転価格税制の遵守意識の副作用として、高利益体質の海外子会社に対して本社に有利な取引条件が、反対に低利益・損失体質の海外子会社には、利益の下支えを志向する取引条件が提供される傾向を生じ、海外事業の公正な業績評価に、潜在的な問題をもたらしている、と指摘する研究がある<sup>26)</sup>。棚卸資産取引価格を通じて、TNMMレンジから外れる利益状況にある海外子会社だけに、その粗利を特別に調整することは、振替価格の中立性の見地から、大きな問題となる。

また棚卸資産価格を通じた所得調整は、海外子会社の課税貨物の通関評価額が過小か否か、その妥当性の問題に転換する場合がある<sup>27)</sup>。ASEAN諸国をはじめ、多くの国がわが国と自由貿易協定または経済連携協定を締結しているため、通常の輸入取引では関税が課されない貿易取引も多い。しかし、輸入者の関税評価額の適正な申告を含む関税コンプライアンスが、これらの協定による恩典の適用資格となっており、所得調整を反映した輸入貨物の通関評価の過小が、関税上の罰則の対象となるリスクは、貿易協定では原則的に低減されない。進出先国での棚卸資産の輸入がある場合の所得調整においては、関税の過小評価を理由とした関税恩典の適用資格否認の可能性を、十分に検

25) 梅田浩二（2012）「日系多国籍企業の国際振替価格管理に関する実態調査」『管理会計学』第20巻第2号、71-73ページ。

26) 李・上総は、移転価格税制が海外子会社の業績評価に与える影響を重大な問題であると述べ、「税務リスクを低減させたい親会社と税務申告上の損益計算書に基づいて業績評価が行われる海外現地法人との間において、いわば二律背反の関係として生じる問題であり、当事者間において建設的な議論を行うことが難しい問題である」としている。李璟娜・上総康行（2009）「日本企業の国際移転価格の設定に関する実態調査」『メルコ管理会計研究』第2号、112ページ。

27) 棚卸資産の年間取引総額に比して要調整所得の絶対額が過大である場合、棚卸資産価格を通じた調整が実質的に不可能となる。

討する必要がある。

## (2) 無形資産等取引を通じた所得調整の問題

前項で述べたとおり、棚卸資産価格を通じた所得調整の潜在的影響は海外事業の根幹に及ぶことから、これを避け、無形資産等取引を、所得調整の勘定科目として選択することが考えられる。しかしながら海外では、まずロイヤリティ料率に税務届出を義務づけた上、料率の上限規制を課し、上限を超えるロイヤリティ額の海外向けの送金を外国為替管理上認めない国もある点が指摘される<sup>28)</sup>。例えば中国では製造技術に関するロイヤリティの場合5%を超える金額に対して、原則的には税務届出書類の審査を受け付けられない状態が、長年続いてきた<sup>29)</sup>。一般に、ロイヤリティ料率は、日本の国税当局からの課税指導も厳格であるため、日本企業の中には、中国子会社からすでに上限までロイヤリティを徴収している場合が多い。その場合は、所得調整取引の勘定科目として、ロイヤリティを用いることができない。

以下引き続き、無形資産等取引の選択肢としてのロイヤリティ・役務提供報酬について、典型的な課税問題を述べるが、所得調整によって生じる追加的課税はいずれも二重課税となりやすく、さらにその調整は一様に困難であるため、グループ内の事業資金効率の棄損が生じる。

- ・ロイヤリティに対する租税条約軽減税率の適用実務。租税条約は、ロイヤリティの源泉地国での課税権を認めつつ、その税率を引き下げる恩典を含んでいる。しかしながら、通常ロイヤリティ取引を規定する無形資産取引契約が、国外関連者間で生じる所得調整について、規定していることは稀である。したがって、契約規定が不十分であるとして、海外子会社から源泉徴収税率軽減の手続きが得られないケースが多いとみられる。
- ・役務提供報酬に対する租税条約から逸脱する課税。例としてベトナムの外国契約者税が挙げら

れる。日ベトナム租税条約は、日本法人（非居住者）が提供する役務の報酬について、ベトナム国内にPE（恒久的施設）がない限りは課税しないことを定めている。日本法人がベトナム子会社に対して請求する所得調整取引は、通常ベトナムの恒久的施設を構成することはないため、ベトナムの課税権は認められない。にもかかわらず、この外国契約者税は事実上、総収入金額にみなし利益率<sup>30)</sup>を乗じた税額を、ベトナム法人側で源泉徴収の対象として課税している。このように、租税条約上のPEに関する原則的な取扱からの逸脱と、みなし利益率を特徴とする課税は、他の複数のアジア新興諸国にもみられる。

- ・日本側での外国税額控除の不適用。わが国の法人税法には、租税条約が規定する水準を超える部分を、控除対象税額から除く規定がある<sup>31)</sup>。これに従い、上述したロイヤリティに対する条約軽減税率を超過する源泉税や、PEを通じない役務提供報酬に対して課された外国税は、全て外国税額控除による二重課税を調整する機会がないため、そのグループ事業資金効率の棄損は大きい。

以上のとおり、無形資産等取引の実際取引価格の修正を通じた所得調整にあたっては、まず国によってロイヤリティ取引を採用できない場合があること、また取引条件を修正する際に生じる特別な二重課税が、多国籍企業グループの事業資金効率を妨げる問題となることが分かる。

## (3) ベンチマーク取扱いの各国での差異

海外所在地国の税務当局が、日本の移転価格税制を遵守するために実施したベンチマークを、直接的に認容することはない<sup>32)</sup>。海外子会社では、その所在地国の税務当局が指導する比較対象企業のスクリーニングが求められ、それは通常、日本の移転価格税制目的のベンチマーク方針と同一ではない。特に、海外の税務当局は、移転価格調査・更正を行うにあたり、海外子会社がすでに計上し

28) 筧武雄他著（2004）『中国進出企業経営戦略ガイドブック』、工藤敏彦「第五章 会計・監査・税務」303ページ。

29) 独立行政法人日本貿易振興機構知的財産部「中国ライセンスマニュアル2019年3月」45ページ。https://www.jetro.go.jp/ext\_images/world/asia/cn/ip/pdf/licence\_201903.pdf、2020年11月11日最終閲覧。

30) 役務提供報酬に対して、ベトナムの会計システムに従った経理を行わない場合、みなし利益率が適用される。

31) 法人税法第69条第1項、同施行令第142条第8項第5号。

32) 二国間事前確認に基づく場合はこの限りでない。



た利益（所得）を保持または増額更正するため、日本のベンチマークから、TNMM レンジを引き上げるなどの処理を行うことが多い。このように TNMM ではベンチマーク方針の各国差異を理由とした、二重課税が容易に発生する。

以上、ここでは実際の取引価格を通じた所得調整から、容易に二重課税が生じるのはなぜか、そして新興国事業の二重課税を調整することが、なぜ難しいかを述べた。その上で、従来の振替価格の枠組みの外から、利益法である TNMM の問題を研究する理論的基礎として、サイモンズ（1995）によるマネジメント・コントロール・システム（MCS）上の4つのコントロール・レバーを用いた、ロッシング他（2016）の一連の研究に着目する。そして本稿の結論として、ポスト BEPS の国際課税環境を「戦略的不確実性」として捉え、TNMM が多国籍企業にもたらす影響を、MCS 上の課題として研究することの有効性について述べる。

## 5 移転価格税制と多国籍企業の MCS

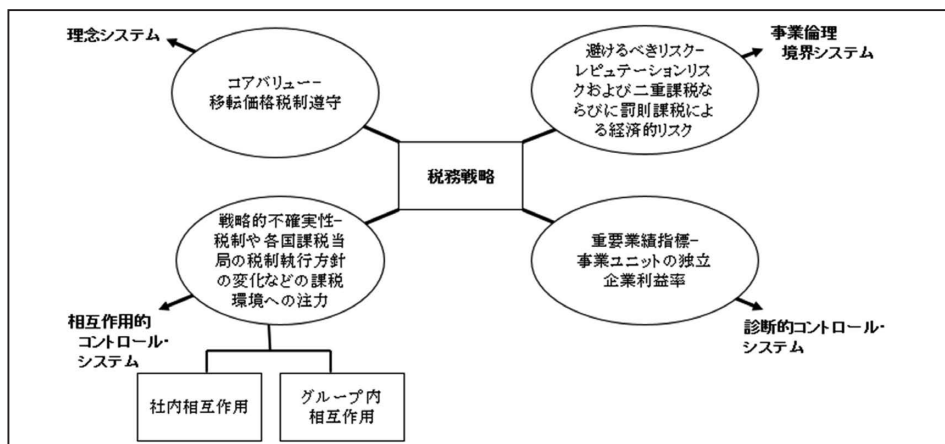
### (1) 国際課税環境が多国籍企業にもたらす戦略的不確実性

ロッシング（2013）は、対象企業への調査を通じて、移転価格課税リスクに直面する多国籍企業の税務戦略が、MCS にどのように影響を与えているか、をサイモンズ（1995）による4つのコント

ロール・レバーのフレームワークを用いて説明した。これに従い、本稿で討究した重要事項の因果関係を捉えてまとめれば、**図表8**で示されるフレームワークが有効となろう。

まず本稿の2では、「コアバリュー」（**図表8**左上）として遵守すべき移転価格税制が、利益法に属する TNMM に立脚し、独立企業原則（理論）とベンチマーク（実務）に従って、検証対象法人（多くの場合海外子会社）の営業利益水準が「重要業績指標」（同右下）として取り扱われていることを述べた。続く本稿の3では、TNMM が複数種類の取引単位ごと一括で課税する根拠となっており、それにより無形資産等取引の課税を重視する国際的方向性と、さらにそれがポスト BEPS におけるアジア新興諸国の、日本企業に対する課税の強化につながっていることを、各種の統計で示した。これは**図表8**左下、すなわち日本企業にとっての「戦略的不確実性」を意味する。さらに、実際取引価格の修正の諸課題を述べた本稿の4では、所得調整が多くの場合、二重課税を伴う処理であり、さらに制度上その二重課税の調整が見通せないことから、多国籍企業のグループ内事業資金効率の棄損が生じやすいことを明らかにした。これは二重課税・罰則課税による経済的リスクであり、**図表8**右上の「避けるべきリスク」に相当する。ロッシング（2013）は、移転価格税制を含む税務戦略

図表8 ロッシング（2013）による税務戦略を移転価格に適用するための MCS



出所：ロッシング（2013）Fig.2の一部を筆者和訳、原文にある各コントロール・レバーの Strategy は、紙面の関係上邦訳の表示を割愛した。

が、4つのコントロール・レバーの全てに影響を与えていることを見出し、多国籍企業の課税環境への対処次第で、そのMCSのありかたが決まる、というコンティンジェンシー理論に基づく解釈を示した<sup>33)</sup>。

ロッシング (2013) は、欧州にグローバル本社を持つテクノロジー関連製造業を対象にした研究である。他方、日本企業は中国を含め、世界の新興諸国市場のなかでも経済発展に比較的恵まれた、アジア諸国との結びつきが強い。加えて、これまでわが国企業の海外進出をけん引してきた、輸出型製造業の複雑な産業構造を考えると、取引の多様化に伴って課税上、中でも管理上の問題はとりわけ複雑になっている。移転価格税制の遵守責任を常に負う多国籍企業にあって、その事業競争力の中長期的源泉がキャッシュであり、キャッシュポジションを左右するもっとも重要な要素の一つである税に関し、ポスト BEPS において不安定さが増している。BEPS 規制活動と軌を一にした、アジア新興諸国の移転価格課税の強化、およびポスト BEPS において示された、無形資産等取引の課税重視という環境要因を、日本企業の国際取引を管理する会計機能の視角から統合的に考えると、一連の問題は「TNMM を取り込んだ管理会計による持続的なグローバル利益の追求のための戦略」、ならびに「それを可能にするための連結税務リスク管理と国際税効果」の問題と捉えるこ

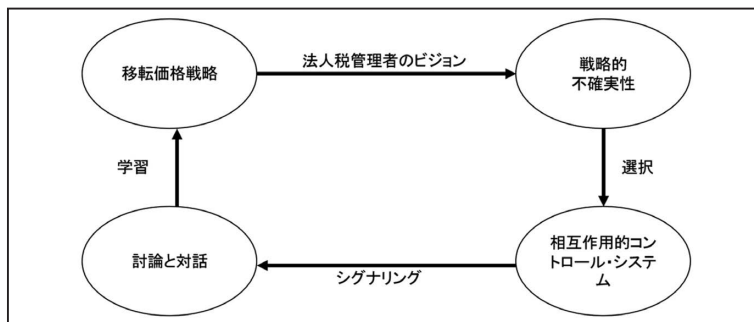
とが適切である。

## (2) 結び

以上を踏まえ、本稿の結論を示す。利益法法としての TNMM が、多国籍企業の経営管理にもたらす影響に関する研究のためには、従来の振替価格研究と異なるフレームワークが求められる。その点、移転価格税制を中心とする税務戦略に関して、ロッシング (2013) が整理した MCS の捉え方は、より適切な概念的基礎を提供していると考えられる。特に、多国籍企業がポスト BEPS の国際課税環境を、MCS 上の戦略的不確実性と認識することにより、国際税務を起点とする「相互作用的控制・システム」が機能し、各国で年々強化される課税環境と海外事業のありかたに対する、組織学習の機会を与え、国際的な価値創造のための新たな戦略の創発につながる可能性がある<sup>34)</sup>。ロッシング他は 2016 年の研究で、この可能性を図表 9 のとおり示した。3 で触れたように、ポスト BEPS の移転価格課税は、多国籍企業の価値創造への貢献実態と一致することが求められることから、当該 MCS は移転価格税制遵守と税務リスクマネジメントに留まらず、多国籍企業のバリュー・チェーン戦略に対して双方向に機能することで、その実効性が担保されることが考えられる。

ところで、海外市場の製品競争力や業績評価に与える影響について、本稿で論じたように、所得調整は法人税の領域を超えた問題をもたらすが、

図表 9 ロッシング他 (2016) による新たな移転価格戦略の創発



出所：ロッシング他 (2016) Figure 3、筆者和訳。

33) C.P. Rossing (2013) "Tax strategy control: The case of transfer pricing tax risk management", *Management Accounting Research*, Vol.24, No.2, p.191.

34) C.P. Rossing, T.C. Pearson and A. Nesimi (2016) "Strategic Control of Transfer Pricing in a BEPS Context", *International Transfer Pricing Journal*, Vol.23, No 3, pp.223-231.

これらに対しても当該 MCS が機能を発揮するよう期待される。このことは税務戦略を、海外事業の経営戦略に統合した一構成要素として取り扱うことを意味する。本稿を結ぶにあたって、本稿で取り扱った課題の洞察をより一層深めることにより、**図表 8** の各コントロール・レバーに、拡張研究の余地があることを指摘する。一般の多国籍企業の新興国事業に対する、困難な二重課税の頻発の背景として、新興諸国と先進諸国との間で、多国籍企業の BEPS 行為の見方に相当の違いがあり、これがポスト BEPS の環境下で顕在化している<sup>35)</sup>。今日、国際的競争力の維持・発展の一方で、事業を営む全ての国の経済・社会の持続的発展の見地から、フェアな水準の税負担で国際事業展開を継続することを、多国籍企業をとり囲む多くのステークホルダーが、利害を鋭く対立させながら注視している。多国籍企業の「理念システム」(**図表 8** 左上)を支える「コアバリュー」は、国際社会のなかで、多国籍企業が公正な形で経済的な分担を負うこと、すなわち「タックス・フェアネス」を反映したクレド(企業の信条)が該当すると思われるのが有効であろう。これを受けて「事業倫理境界のシステム」(**図表 8** 右上)は、「タックス・フェアネス」を反映したクレドに基づいて行動する多国籍企業の管理職の、積極的な機会探索活動の領域的限界を定めることとなろう。他方「診断的コントロール・システム」(**図表 8** 右下)は、TNMM を通じた海外子会社の利益率管理にとどまらない。「診断的コントロール・システム」は、多国籍企業があらかじめ定めたフェアな水準を超える税負担が生じていないか、セグメント別の連結管理会計を通じ、その状況を常時把握し、適時にマネジメントへ税効果情報を供給する役割を担うことができる。これにより、マネジメントが税務戦略と経営戦略を統合させ、「相互作用的控制コントロール・システム」(**図表 8** 左下)を活用するか否か<sup>36)</sup>、意思決定を促す一連のサイクルを描く

ことができるのである。

多国籍企業の経営戦略に統合された、国際税務戦略の理論的解明を目指して、これらの考究を続けていきたい。

#### 参考文献

- M. Cools (2003) "Increased Transfer Pricing Regulations What about the Managerial Role of Transfer Pricing?", *International Transfer Pricing Journal*, Vol.10, No.4, pp.134-140.
- M. Cools and C. Emmanuel (2006) "Transfer Pricing The Implications of Fiscal Compliance", *Handbook of Management Accounting Research*, Vol.2, pp.573-585.
- M. Cools and R. Slagmulder (2009) "Tax-Compliant Transfer Pricing and Responsibility Accounting", *Journal of Management Accounting Research*, vol. 21, pp.151-178.
- OECD (2014) *Two-Part Report to G20 Developing Working Group on the Impact of BEPS in Low Income Countries*.
- OECD/G20 (2015) *Base Erosion and Profit Shifting Project Explanatory Statement, Final Reports*.
- OECD/G20 (2015) *Base Erosion and Profit Shifting Project Aligning Transfer Pricing Outcomes with Value Creation, ACTIONS 8-10: 2015 Final Reports*.
- OECD/G20 (2018) *OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS*.
- C.P. Rossing (2013) "Tax strategy control The case of transfer pricing tax risk management", *Management Accounting Research*, Vol.24, No.2, pp.175-194.
- C.P. Rossing, T.C. Pearson and A. Nesimi (2016) "Strategic Control of Transfer Pricing in a BEPS Context", *International Transfer Pricing Journal*, Vol.23, No.3, pp.223-231.
- R. Simons (1995) *Levers of Control*, Harvard Business School Press.
- United Nations (2017) *Model Double Taxation Convention between Developed and Developing Countries*.
- 新江孝 (2005) 『戦略管理会計研究』 同文館出版。
- 磯永純子 (2009) 「景気後退期における移転価格一米国

35) 市場哲也 (2020) 「新興国事業をめぐる BEPS 問題の考察」『ビジネス&アカウンティングレビュー』第 26 号、97-118 ページ。

36) サイモンズ (1995) ではコスト面および情報の過剰負担の防止のため、相互作用的な活用を選択するコントロール・システムは、通常はただ一つとされている。多国籍企業の連結事業利益と税効果の観点から、「利益計画システム」を相互作用的に利用することの意義を、多角的に分析する必要がある。多国籍企業のグループ全体の税務を管理面で支える国際税務機能の専門性に着目すれば、診断的コントロール・システムの完全性を確保するために、サイモンズ (1995) がその重要性を指摘する「社内コントロール」についても、解明すべきである。

- の動向とわが国での対応法についての試案』『税大ジャーナル』111-132ページ。
- 市場哲也（2020）「新興国事業をめぐる BEPS 問題の考察」『ビジネス&アカウンティングレビュー』第26号、97-118ページ。
- 梅田浩二（2012）「日系多国籍企業の国際振替価格管理に関する実態調査」『管理会計学』第20巻第2号、63-77ページ。
- OECD（2017）『移転価格ガイドライン—多国籍企業と税務当局のための移転価格算定に関する指針』公益社団法人日本租税研究協会。
- 筧武雄他著（2004）『中国進出企業経営戦略ガイドブック』明日香出版社。
- 経済産業省（2019）『平成30年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費）（事業再編の実態等に関する調査）』国税庁ホームページ。
- 独立行政法人日本貿易振興機構知的財産部「中国ライセンスマニュアル2019年3月」。
- ロバート・サイモンズ、中村元一・黒田哲彦・浦島史恵訳（1998）『ハーバード流「21世紀経営」4つのコントロール・レバー』産能大学出版部。
- ロバート・サイモンズ、伊藤邦雄監訳（2003）『戦略評価の経営学』ダイヤモンド社。
- ロバート・サイモンズ、谷武幸・窪田祐一・松尾貴巳・近藤隆史訳（2008）『戦略実現の組織デザイン』中央経済社。
- 佐藤正勝（1997）『移転価格税制の理論と適用—日米両国法制の比較研究』税務経理協会。
- 西居豪（2012）「インターラクティブ・コントロール概念に関する一考察」『専修商学論集』第94号、171-193ページ。
- 濱田明子（2018）「BEPSプロジェクト後の独立企業原則と源泉地国の課税権」『明星大学経済学研究紀要』Vol.49, No.1・2、39-47ページ。
- 宮本莞爾（1983）『国際管理会計の基礎—振替価格の研究』中央経済社。
- 山本昌弘（2008）『国際会計論—国際財務会計と国際管理会計—』文眞堂。
- 李璟娜・上總康行（2009）「日本企業の国際移転価格の設定に関する実態調査」『メルコ管理会計研究』第2号、111-126ページ。